

第9回ALPSシンポジウム

著作物の利用環境整備は進んだか

これから目指したい姿についての一案

2023年11月30日

千葉大学アカデミック・リンク・センター

福岡教育大学
大和 淳

a-yamato@fukuoka-edu.ac.jp

平成30年の著作権法改正（令和2年施行）までの経緯

例えば、教科書の記述に関連する事項の新聞記事を複製して授業で学生に配付したり、遠隔授業で隔地の学生に提示する場合

原則：

「コピー（印刷）すること」（複製権）

「そのプリントを学生に配付すること」（譲渡権）

「記事を遠隔授業で隔地にいる学生に見せること」（公衆送信権）

「ニュースサイトに掲載されているその記事を、インターネットを通じて受信して教室で見せること」（伝達権）

について、著作権者の許諾が必要

一定条件を満たした場合には：

例外①（昭和46年から）：

複製することについて著作権者の許諾を得ることが不要

（譲渡権は平成12年に新設されたが、その際、複製の例外と同様に扱う）

例外②（平成16年から）：

隔地の教室間での同時遠隔授業のために公衆送信することについて著作権者の許諾を得ることが不要

例外③（令和2年から）：

上記②以外の公衆送信についても、著作権者の許諾を得ることが不要（補償金の支払い）
インターネットを通じた伝達について著作権者の許諾を得ることが不要

改正前の著作権法第35条の読み方

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

平成30年改正著作権法第35条

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

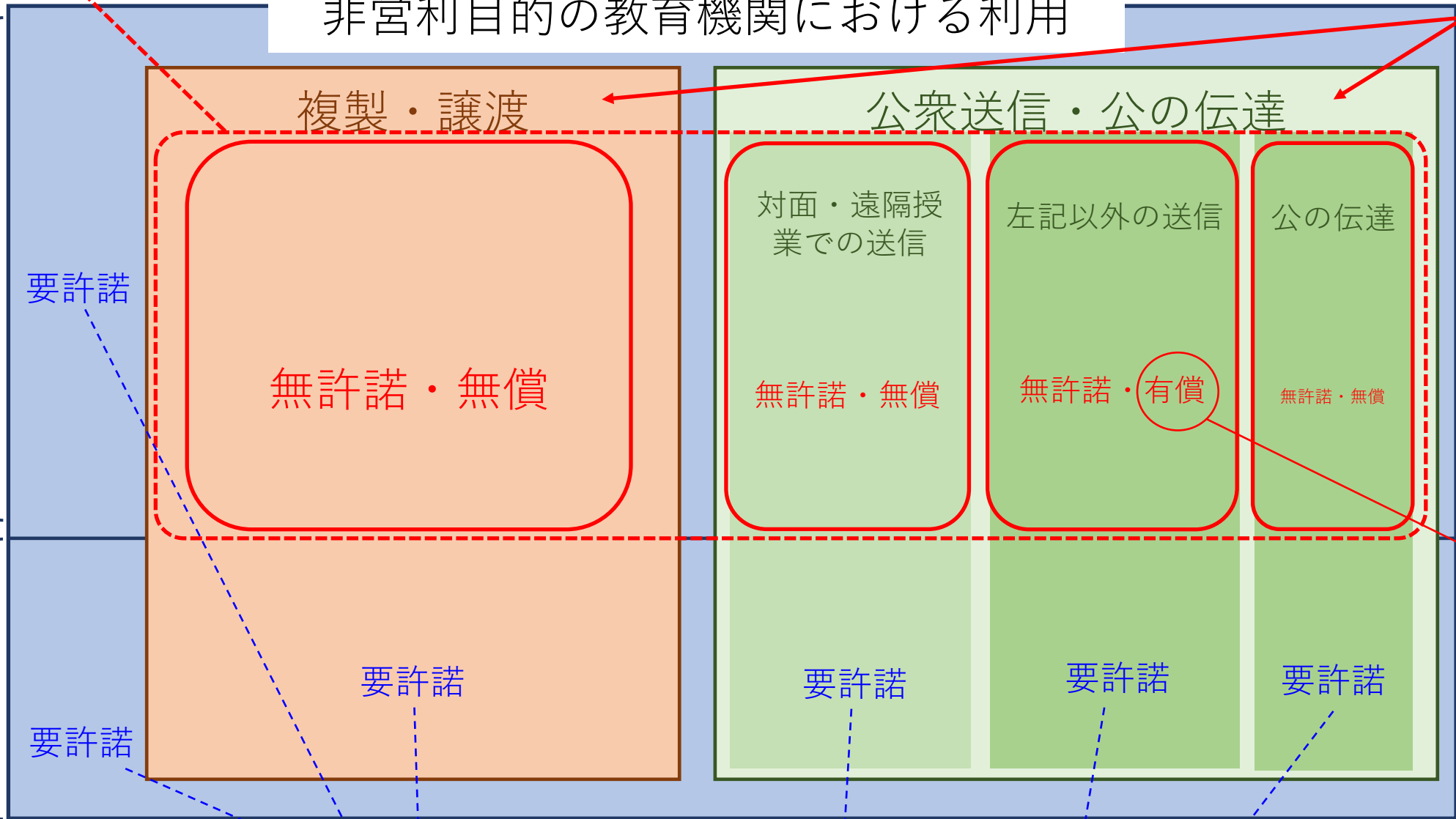
3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

改正第35条

非営利目的の教育機関における利用

授業目的での利用

授業目的以外の利用

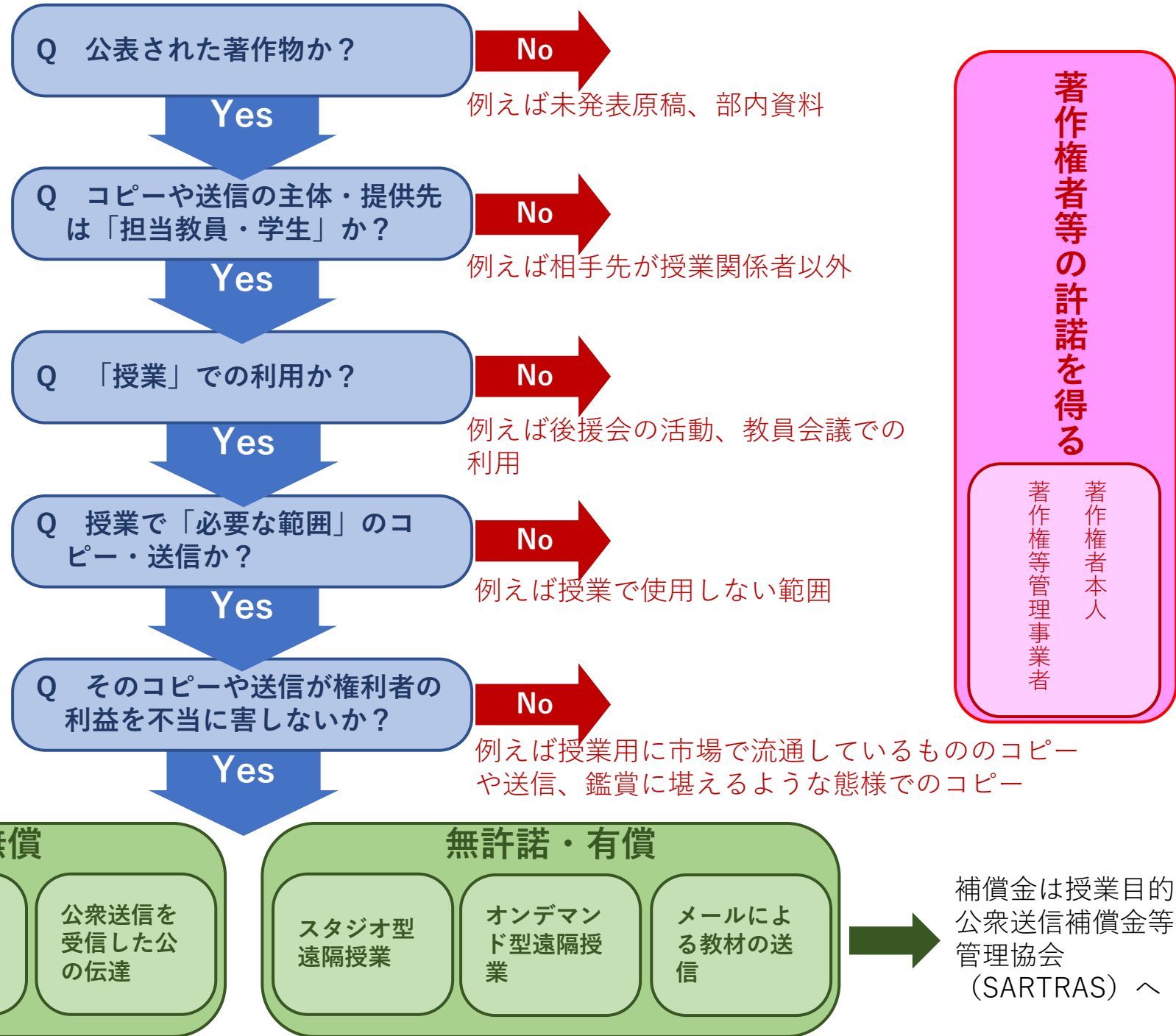


複製、公衆送信・公の伝達であつても
著作権者の利益を不当に害する場合は要許諾

補償金を受ける権利
を協会が管理

ただし、引用（32条）、非営利・無料の演奏等（38条）等の規定に該当して許諾不要なものもある

改正第35条をフローチャート化したイメージ



利用方法の例

じゅぎょうもくてきこうしゅうそうしんほししょうきんせいど
授業目的公衆送信補償金制度

教育に著作物の利用は不可欠です

授業目的公衆送信補償金制度は著作権、著作隣接権の保護を図りつつ、

日本のICT活用教育の推進をサポートします

詳細はこちら

「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」
「授業目的公衆送信補償金規程」

PICKUP

【権利者の方へ】当協会
が委託する株式会社Flow
（フロー）による権利者
確認業務について

教育機関設置者の方

詳細はこちら

詳細はこちら

権利者の方

詳細はこちら

改正著作権法第35条運用指針

(令和3(2021)年度版)

2020年12月

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

本資料は、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換、協議の中で、改正著作権法第35条を運用する際に使用する用語の定義等に関して、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本資料の内容については、定期的に見直すことにしています。

同条でいう授業の過程における著作物の利用の条件については、今後も、共通認識の得られた事項を順次公表してまいりますので、参照される場合には、公表の年月をご確認のうえ最新のものをご利用ください。

目次

■改正著作権法第35条	4
1. 用語の定義	5
① 「複製」	5
② 「公衆送信」	5
③ 「学校その他の教育機関」	6
④ 「授業」	7
⑤ 「教育を担当する者」	8
⑥ 「授業を受ける者」	8
⑦ 「必要と認められる限度」	8
⑧ 「公に伝達」	9
⑨ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」	9
⑨-1 初等中等教育	10
⑨-2 高等教育	14
⑨-3 その他	20

同条のキーワードについて、規定の趣旨や想定される例などを示して解説した。

「教育現場で有効に活用したい」という声はあるが、…

権利者団体と協力して、より分かりやすい「第35条運用指針」に向けて改訂が必要

さらには「第32条運用指針」「第38条運用指針」の作成も必要

しかし、

「引用」の仕方についてどうすれば適切なのか教えてほしいという相談があるが、よくよく聞くと、「教育機関における複製」（第35条）による利用をしたいらしいことが分かることがある

今後の課題

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」では、これからの著作権の普及啓発の在り方について議論する予定

「著作権教育」に対する意識を変えていく
必要が出てくる？

「規制」から「活用」へ

FD研修等ではこれが気になる

教育の目的であれば、原則として無断で著作物を利用できる。ただし、著作権法の条文に引っかかると利用できない（拡張的な誤解）。

教育現場で他人の著作物を利用する場合には、著作権の侵害にならないよう、「例外規定」で定められた範囲内で利用しなければならない（制限的な誤解）。

著作権を保護するとはどういうこと？

オリジナリティが大切なので、他人の著作物を使わない
著作権の存続期間（保護期間）が満了したものを使う
権利制限規定を正しく理解し、定められた条件に従って利用する

~~~~っていう方法で使えますか？

そのような利用方法は制限規定（例外）の要件を満たしません

じゃあ使えないってことですね



新たな補償金制度により教育機関が著作権者等に支払った補償金が、適切に管理され著作権者等に分配されるためには、教育機関における著作物の利用状況のデータが必要

全国の教育機関からサンプル校を抽出して、それぞれの1ヶ月間の利用状況を報告（令和3年度から調査開始）

手間がかからないようにしてほしい

公正に分配してほしい



多くのデータがほしい

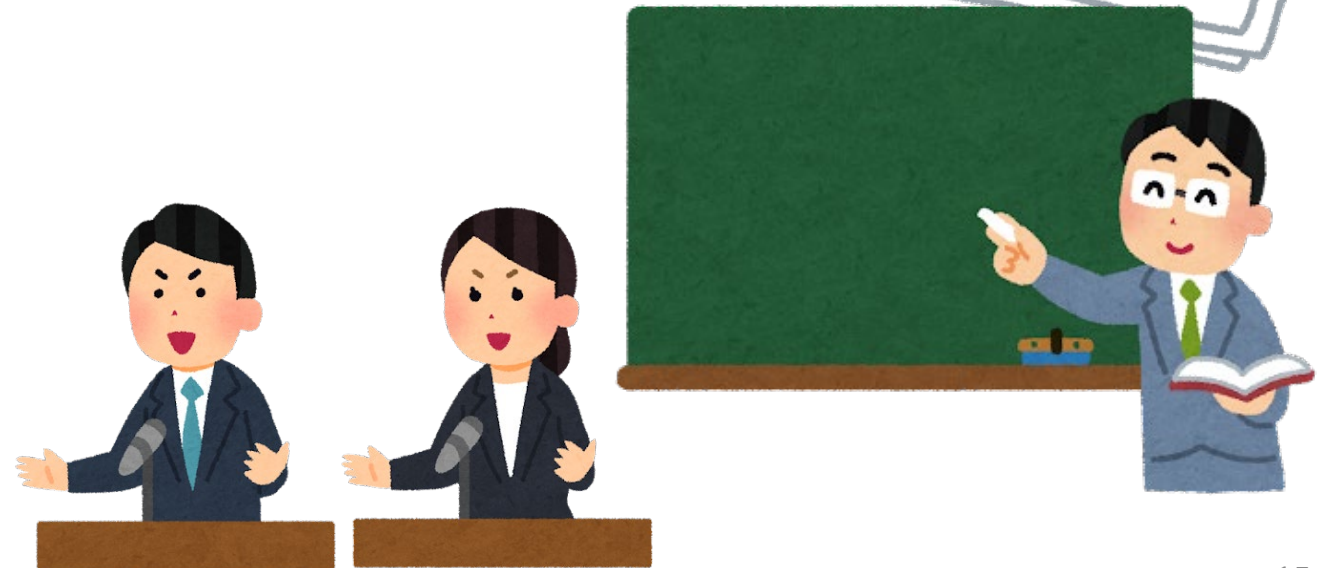
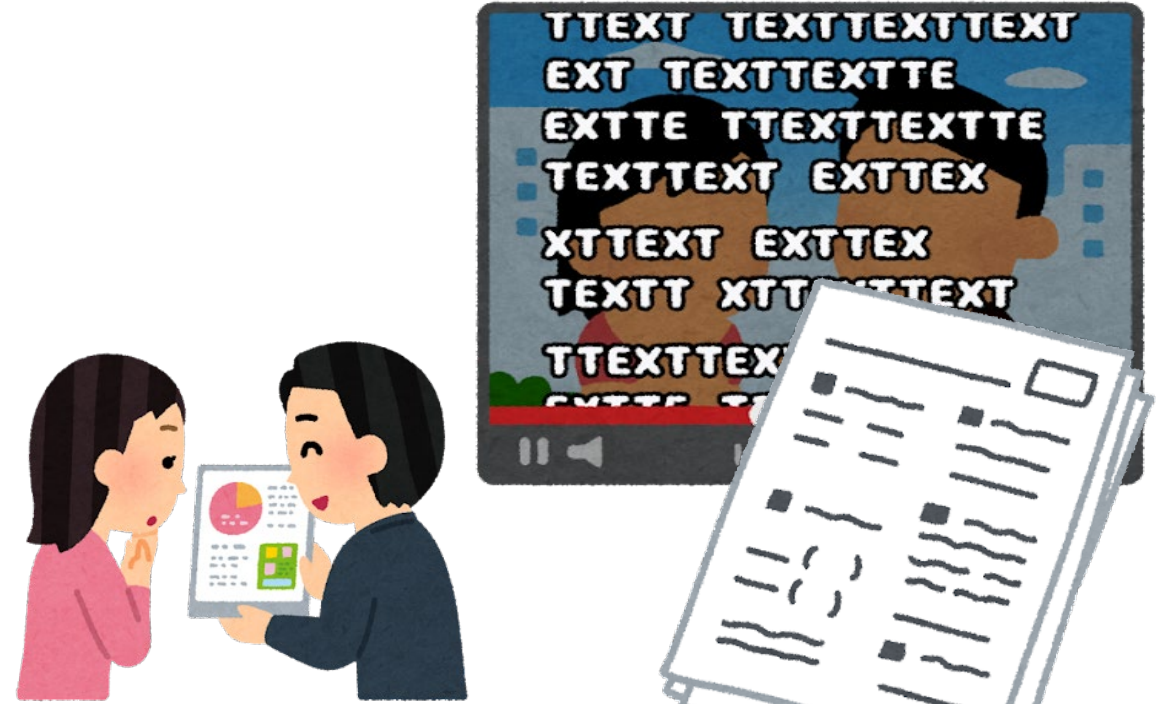
正確なデータを報告してほしい



教育研究の内容が多様化すると同時に、メディアの活用方法も多様化している。

(法改正を要望することも考えられるが、)

「制限規定の範囲での利用に抑える」という発想を、「許諾を得て、より望ましい指導法・教材づくりができるような仕組みを考える」方向に転換し、その許諾手続きをいかに簡便・迅速・低廉なものにしていくかということが考えられるようになるかというのではないかと。



# 法第35条が適用されない利用行為に係る許諾契約の円滑化

「授業目的公衆送信補償金制度」ができて、教育現場におけるあらゆる利用について許諾が不要となったわけではない

著作権等の集中的管理の一層の拡大への期待  
(著作物の種類を越えた一元化)



教育現場におけるすべての利用について「画一的なワンストップ処理」をするのは困難



教育現場において必要であり、かつ、著作権者の利益に影響の少ない利用行為を対象とした包括的な契約



契約の相手方である権利者との信頼関係構築のため、教育現場における著作物の利用に関する正しい理解の普及・定着が不可欠



## 具体的な普及啓発の方向性（イメージ）

「制限規定」に偏った解説  
禁止、権利の過度な強調

【教育者自身として】

（制限規定は有効に活用

しつ  
に著作  
が展開

高等教育の段階では、学術専門分野の違いによって利用される既存のコンテンツの種類やその利用方法や異なるので、意識啓発に当たっても分野ごとの特徴があってよい

【学習者に対して】

（作品・創作者の尊重

ジタ  
時代

「学校図書館、大学附属図書館でDVDの貸し出しはできないんですか？」

「多くの教員が授業で利用できるよう、TVのドキュメンタリー番組を録画してもいいですか？」

「楽譜をコピーしてもいいですか？」

「専門書や論文を全文コピーしてもいいですか？」

「児童生徒が著作権を侵害する行為をしていたら？」

## どこか変な対応

他人の作品を借りるときは挨拶をする

小難しい法律の規定を覚える必要はない

# 著作権教育をポジティブに 教育活動でも許諾を得て

それをいかに簡便・迅速・低廉に行うか

# 教員自身の著作権の管理



大学の教員等が執筆した論文や書籍が他の教員により授業で利用されていれば、著者である大学教員は補償金を受けられる可能性がある

論文、著書等を発表した教員等は、自己の著作権を適切に管理する

他の教員の論文、著書等を授業で利用した教員は、利用報告の際に漏れがないよう留意する



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

(本資料に掲載したイラストは、「いらすとや」又は会員制無料イラストサイトのものを利用しています。イラストのみの利用は御遠慮ください。)